

令和 7 年度第 1 回船橋市福祉有償運送運営協議会会議録

(令和 7 年 5 月 19 日作成)

1. 開催日時 令和 7 年 5 月 19 日(月曜日)午前 10 時00 分
2. 開催場所 県合同庁舎 3 階分室会議室 1
3. 出席者 岡部佐知子委員(会長)、吉田壽一委員(副会長)、本田満委員、池田則子委員、毎熊紘行委員、秋山信委員、小出正明委員、中村健治委員、大内雄三委員、安藤達也委員
4. 欠席者 西川真梨委員
5. 議題(公開) 福祉有償運送申請団体の個別協議
6. 傍聴者数 0 人
7. 決定事項 更新登録 1 団体について協議が調った
新規登録 1 団体について協議が調った
1団体について、運送の対価の値上げについて協議が調った
8. 議事 下記のとおり
9. 資料・特記事項 ウェブページ掲載のとおり
10. 問い合わせ先 地域福祉課 047-436-2313

あいさつ	
忍足課長	ただいまから、令和 7 年度第 1 回船橋市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。司会を務めます、地域福祉課長の忍足です。よろしくお願いいたします。 本協議会は、NPO 法人や社会福祉法人等による、介護を必要とするお年寄りや障害のある方など、単独で公共交通機関を使用して移動することが困難な方を対象に、通院、通所、レジャー等を目的に有償で行う運送サービスである福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他必要な事項について、タクシー協会や住民団体等地域の代表にお集まりいただき、協議することを目的としています。 会議に先立ちまして、人事異動に伴う委員の交代がございましたので、ご報告いたします。 ・第 6 号委員として、健康福祉局福祉サービス部長 岡部 佐知子(おかべさちこ)委員 ・第 7 号委員 その他市長が指名する職員として、建設局道路部道路計画課 中村 健治(なかむら けんじ)委員

	なお、今回交代された委員の皆様の任期は、船橋市福祉有償運送運営協議会設置要綱第4条第2項に基づき、前任者の残任期間となりますので、岡部委員・中村委員ともに令和 7 年4月1日から令和 9 年3月 27 日までとさせていただきます。 本日は、西川委員が欠席されていますが、11 名中 10 名のご出席をいただいておりますので、船橋市福祉有償運送運営協議会設置要綱第6条第2項の規定により、本協議会が成立いたしますことをご報告申し上げます。 また、船橋市情報公開条例及び船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱の規定により、協議内容は原則公開になります。 お手元の配付資料について確認させていただきます。まず、本日の次第、席次表。次に事前に郵送しております令和 7 年度第 1 回船橋市福祉有償運送運営協議会と書かれたフラットファイルには要綱、指針、委員名簿、処理方針、留意事項、対価、ハンドブックと、本日協議する 3 団体の資料がございます。 不足等ございますでしょうか。 （不足等無いことを確認） ありがとうございます。 なお、本日の傍聴者はございません。 それでは、運営協議会設置要綱第6条第1項の規定により、議長は、本協議会の会長であります「福祉サービス部長」が行なうことになっております。岡部部長、議事進行をよろしくお願いいたします。
岡部議長	皆様、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。 進行を務めさせていただく岡部でございます。
協議① 更新団体	
岡部議長	それでは、協議に入りたいと思います。本日は、更新登録 1 団体「一般財団法人長春会(ちょうしゅんかい)」、新規登録 1 団体「一般社団法人るーむ」、対価の変更 1 団体「社会福祉法人生活クラブ」の 3 団体となります。 運営協議会設置要綱第6条第4項に基づき、意見又は説明を聴くため、申

	請団体の代表に、参考人として出席を依頼しております。 協議の進行について、事務局から説明願います。
事務局	はい。協議の流れですが、更新登録及び新規登録の団体と、対価の変更に係る協議を行う団体では少し異なります。 更新登録・新規登録をする 2 団体については、事務局から概要をお伝えした後、参考人から「更新・登録の理由」「運送の対象者及び運送の対価」について説明がございます。参考人から説明後、質疑応答の時間を設け、参考人退出後、委員の皆さんに協議していただきます。協議結果は、後日、事務局から郵送にて通知します。 対価の変更に係る協議を行う 1 団体については、事務局からの説明はございません。はじめに参考人から「対価の変更」について説明していただきます。説明後、質疑応答の時間を設け、参考人退出後、委員の皆さんに協議していただきます。協議結果については、協議後、参考人に再入場していただき、この場で口頭にてお伝えします。 以上です。
岡部議長	ただいまの説明のとおり、協議を進めていくということによろしいでしょうか。 （異議なしの声） それでは、「一般財団法人長春会(ちょうしゅんかい)」について協議を始めたいと思います。事務局は参考人を入場させてください。 （事務局が参考人を案内） 参考人については、議長から意見等を求められた時のみ発言してください。 事務局、変更点について説明をお願いします。
事務局	はい。更新登録の申請がありました「一般財団法人長春会(ちょうしゅんかい)」の主な変更点についてご説明いたします。 団体の最初のページをめくっていただき、申請団体要件確認票をご覧ください。

	運送対象について、前回申請時は知的障害者のみでしたが、今回の申請では、身体障害者、知的障害者、要介護認定を受けている者、要支援認定を受けている者、その他の障害を有する者となっています。「その他の障害を有する者」の詳細については、後ほど、参考人から説明いただきます。会員数や名簿は資料をご覧ください。 運転者の人数は、前回申請時の 3 人から 2 人に減っております。運転者 2 人について、必要な講習を受講していることを修了証で確認しています。 運行管理の体制につきましては、資料をご覧ください。 以上になります。
岡部議長	それでは、参考人より「更新の理由」「運送の対象者及び運送の対価」について説明をお願いいたします。
参考人	長春会の顧問を務めております行政書士の松戸と申します。 よろしくお願い致します。 更新の理由としては、初めて登録をして運用が開始されてから、地元の方々からのニーズが高いということがまず第 1 にあります。この更新の時期においてもそれは変わらず、これから先についても変わらず運用をさせていただければと思っております。 運送の対価に関しては、平均すると約 3～4 キロ近場の利用が多く、1 回の利用料金は平均すると 1 人当たり 5～600 円ぐらいです。 これに関しては先ほど申し上げました通り、地元の方々からの利用が多いことで、障害者施設の運営等も長春会の方ではやっていますので、その方々からの利用が一番多いところでございます。 運送の対象者に関してはイ、ニ、ホ、トと増えていますが、これも障害者施設の利用者様からのニーズが高い。もう一つはいわゆる手帳を持ってない方、四肢が不自由な方、公共交通機関での決められた時間に乗車するということが少し難しい方からの利用が増えたことに起因しています。運送の対価等は変更せずにこのまま行かせていただければと思っております。 運転手については最初 3 人でしたが、最大は 5 人まで増えました。現在 2 名に戻っているというところですが、転職等もありまして、運転手の確保が少し難しくなってきています。二種免許を持っている方は、こういった運転

	手に就業をすることが難しく、最初の 3 人の時は二種免許を持っていたが、現在は二種免許ではなくて一種免許で研修を修了して、この業務に就いているというところでございます。 おそらくこれから先に関しても、2 名と 2 台で運用を続けさせていただければと思っています。 どうぞよろしくお願いいたします。
岡部議長	ありがとうございます。 ただいま事務局および申請団体から説明がありました。 何かご意見、質問等はございますでしょうか。 はい、小出委員、お願いします。
小出委員	小出です。2 点ほど確認させてください。 今、運転手も減少と説明がありましたが、会員が 39 名いて、車 2 台で十分に賄えているのか、というのが気になる点です。この先も 2 台でということでしたが、足りないようでしたら改善も考えなくてはいけないかなと思います。その辺についてお聞かせいただければと思います。 あともう 1 点、損害賠償措置のところですけども、国のガイドラインですと対人 8000 万円以上対物 200 万円以上ということで、これに合致しているのでは問題ないと思いますが、今、結構高級車とかそういったこともあるので、対物 200 万円で大丈夫かなと心配になりました。この辺のお考えが、もし何かあればお聞かせいただければと思います。
岡部議長	はい。今 2 点質問ございましたが、参考人よりお願いいたします。
参考人	はい、ご質問いただきありがとうございます。 運用 2 名、2 台というところでございますが、現在の人数 39 名は足りています。ただ、ずっと回転しているような状態です。毎日暇はないというような形でやっております。 運転手は他にも仕事をしている関係もありますが、現在 39 名の方ご利用いただいている中で、例えばキャンセルをしていただくとか、今空きがないというようにお断りするような事態にはなっておりません。 ご利用者様からいわゆるクレームは今発生してございませんので、今 2 台で十分かなというふうには、考えてはおります。 ただ、これから先ニーズが増えてきた、回らなくなってきたという場合には、更なる増員や増大というのは考えてないということではございません。 対物に関しては、もちろんガイドラインっていうのに沿っていくっていうのが大事だと思いますが、昨今良い車が多いですし、もちろん一番は事故をし

	ないというところが第一優先ですけれども、万が一のことも考えて、もし皆様からご指摘があるようでしたら、やはりそれも今後検討の一つにしたいかなというふうに思っております。
小出委員	はいありがとうございます。
岡部議長	他に何かございますでしょうか。 はい、池田委員お願いします。
池田委員	ロンの家福社会の池田と申します。ご質問させていただきます。 今小出委員からもお話がありましたが、39 名で賄えているのかということで、賄えていच्छやというお話だったのですが、利用料金一覧表で、距離制と金額が設定されております。その中に利用会員宅から目的地と書いてありますが、これだけバラバラで 39 名でずっと車を絶えず回転させていると言っている中、主にどういうところを目的地として活動されているのか、その車に 1 人が乗るのか、何人か乗るのか、そのような状況も教えていただけるとありがたいです。
岡部議長	参考人よろしくをお願いします。
参考人	ちょっと前後してしまいますが、原則として乗合はやっていません。ご利用者様 1 名の乗車で送迎を行っております。一番利用されるその目的地が多いのは、まず自宅へのお迎え、やはり近くの病院が一番多いかなと思います。次いで駅、役所とか、目的地はそのようになっています。やはり比較的近隣となっております。 先ほど申し上げましたとおり、大体迎車を含めて、平均的なご利用の金額が 500 円となっております。迎車の金額で 300 円いただいています。実走に関しては 200 円ぐらいの距離になっています。以上です。
岡部議長	はい、ありがとうございます。
池田委員	すみません、ではそれに伴ってもう一つ伺います。 ご利用者の方は送迎場所、例えば自宅から病院、駅、役所というところまでで、そこからはご自身で活動されているのか、それともヘルパーさんが同乗されていて、通院介助や移動支援という形で活動されているのか。そこの部分も教えていただけるとありがたいです。
岡部議長	参考人よろしくをお願いします。
参考人	原則として先ほど 1 人のご利用されていると説明をさせていただきましたが、降車してからに関しては、ヘルパーさんが介助しているとかそういったものはあまりケースとしてはないと思います。 用事を終えられてまた迎えに行くということもありますし、例えば役所さんとかで用事を終えられて戻ってくるまでの待機も場合によってはありますし、やはり利用者さんそれぞれの状況に合わせた形になっているかなと思

	います。
岡部議長	ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。 意見がなければ、協議に入りたいと思います。 協議に入る前に、参考人はご退席ください。 後日、事務局から結果を郵送にて、ご報告いたします。 （参考人退席） 特に問題がなければ、「一般財団法人長春会」の更新登録に合意するものとしてよろしいでしょうか。 （異議なし） ただいま、「一般財団法人長春会」の更新登録について、当運営協議会にて協議が調いました。
協議②（新規団体）	
岡部議長	続いて、「一般社団法人る一む」の協議に入りたいと思います。事務局は、参考人を入場させてください。 （事務局が参考人を案内） 参考人については、議長から意見等を求められた時のみ発言してください。 事務局、説明をお願いします。
事務局	はい。新規登録申請のありました「一般社団法人る一む」について、ご説明いたします。 団体の最初のページをめくっていただき、申請団体要件確認票をご覧ください。 運送主体は、一般社団法人る一む。 法人所在地は、船橋市前原東 5-16-8。 運送の対象予定者は、身体障害者 1 人、精神障害者 2 人、知的障害者 9 人で、全ての人数を足すと 12 人ですが、重複して該当している人がいるため、計 11 人となっております。詳細は、旅客名簿をファイルに入れていますので、そちらをご覧ください。 輸送拠点は船橋市で、出発地または到着地が船橋市内の事業所、利用

	者の自宅となります。 運送の対価は、距離制で、2kmまで無料、2.1～10km 550 円、10.1～20km 1100 円、20.1km以上 2200 円です 使用車両は、車いす車 1 台、セダン等 1 台の合計 2 台です。 車両の使用権原については、2 台とも法人が所有していることを自動車検査証にて確認済みです。 複数乗車はありません。 運転者は 3 人で、全員中型または準中型の 1 種免許を所持していることを運転免許証にて確認しております。なお、福祉有償運送運転者講習については、5 月 26 日に受講予定です。 損害賠償措置については、全ての車両で対人・対物無制限の保険に加入しています。 運行管理の体制、法令順守の宣誓書については様式第7号、宣誓書のとおりです。 以上です。
岡部議長	それでは、参考人。「新規登録の理由」「運送の対象者及び運送の対価」について説明してください。
参考人	一般社団法人るーむ 猪木と申します。よろしくお願いいたします。 今回、福祉有償運送というものを初めて申請させていただきますが、現時点で障害福祉サービスの方をうちの法人で運営しておりまして、その中で、利用されている利用者様たちからの例えば通院に同行してほしいとか、美容室に行きたいとか、そういう要望が以前からありました。ただ、るーむのサービス上としては、そのような要望に正直答えることができなかったの、そのような要望に応えられるように、来年 1 月から新しく事業を始めようと思っております。内容としましては、居宅の中の行動援護で、通院と介助、後は移動支援等です。こちらの事業を 1 月からスタートする予定となっております。 それに伴いまして、行動援護、移動支援、通院等につきましては、基本的には公共交通機関を利用した移動というものが一般的でありまして、ただ現在、うちのるーむの方に要望されている方たちが公共交通機関を利用した移動が難しい方がいらっしまして、福祉有償運送というものの話を聞きまして、今回申請に至りました。 運送の対価についてですけれども、2 キロまで無料ということで出しておりますが、基本的には先ほど言ったように、近隣のサービスというものを想定しておりまして、近隣のサービスについては、このまま無料ということで、

	障害福祉サービスの方を使わせていただいて、車の部分に関しましては無料だと考えております。 ただ、距離がそれ以上になってくる、例えば 2.1 キロから 10 キロまで 550 円ということで設定していますが、この金額につきましては、現在私どもで地域生活の方の日中一時支援をやっていますが、こちらの対価が市からの報酬として 540 円ですのでそれに合わせました。 それで一応 500 円ということで税込 550 円という計算になっております。10 キロ以上につきましては、1 キロ 100 円で計算させていただいておりまして、10 キロ以上は 1000 円、20 キロ以上 2000 円ということで、それ以上の長距離というものに関しては、2000 円までで税込 2200 円までということで考えております。 運送の対象者ですけれども、先ほどお話があったように身体障害、精神障害、知的障害、主に知的障害の方が多いですけれども、知的障害の中には行動障害をお持ちの方や、高齢になってきて知的障害で 75 歳以上とかいう方もいらっしゃいます。 大きな病気をして入院されていた方たちが、今は退院して経過観察ということで病院に通院されている方、そういう方たちの移動手段として、やはり公共交通機関ですと無理があるということで、今回申請をさせていただきました。以上です。
岡部議長	ありがとうございます。 ただ今、事務局及び申請団体から説明がありました。何かご意見、質問等ございますか。 池田委員、お願いいたします。
池田委員	ご説明ありがとうございました。 一つだけ質問させていただきたいのですが、前原東はとても道が混むところだと思います。私たちも前原の方で活動しておりますので、実際に時間が読めない道路状態であると思います。そうしますと、ガソリン代、本当に無料っていうのは素晴らしく、利用者さんにとっては嬉しいことだろうと思いますが、運営上とても安い料金設定になっていて大丈夫なのかちょっと心配になりました。その部分をお聞かせいただければと思います。
岡部議長	ありがとうございます。参考人お願いいたします。
参考人	正直、高くすることはもちろんでしたが、先ほども話をしましたとおり、障害福祉サービスと併用して使う予定です。もちろん車に乗っている間は、障害福祉サービスの方の時間での請求はもちろんできないのは重々わかってはいますが、それとは別に障害福祉サービスの方で請求させていただ

	いているので、車の方に関しては近隣に関しては、今回は無料でいいのではないかと考えております。ガソリン代が高くなってきているので、若干迷いましたが、実際今、現時点で私どもの一むの方を利用されている方たちからの要望というのが多いですので、新規で受けることが今後、将来的にもし多くなってきた場合には、もしかしたら検討させていただく可能性はあると思いますが、現時点ではやはり実際にうちの事業所を使われている方が中心となっておりますので、当面はこれだと思っています。
岡部議長	ありがとうございます。 他にご質問等ありますでしょうか。 小出委員お願いします。
小出委員	社会福祉協議会の小出です。 新規ということで細かいことを質問させていただきますが、まず運転手の方の運転前の点検はどのようにされるのかってということと、アルコールチェックも含めてですけども、具体的な方法を教えていただければと思います。
岡部議長	はい、参考人お願いします。
参考人	運行前点検、アルコールチェックにつきましては現時点でも現事業所でやっておりまして、運行用の日誌というか、各車に全て置いておりますので、あの、そのまま継続になるかと思います。
小出委員	はい、ありがとうございます。あともう1点すいません。もし利用者を移送中に具合が悪くなった場合、例えば倒れてしまったとかそういったとき、何かマニュアル的なものはありますか。もしあれば中身を教えていただければと思います。
岡部議長	参考人お願いいたします。
参考人	まだ実際、福祉有償運送のマニュアルというものは作っていませんが、現在私ども法人の方では実際には運転手と、あとサポートという形での体制をとっておりますので、その際に何かあったときにはすぐに事業所責任者の方に連絡を取って、その責任者の方から指示をするという形にはなっております。
小出委員	わかりました。ありがとうございます。
岡部議長	他に何かご質問ございますか。
安藤委員	障害福祉課長の安藤と申します。 今回、行動援護や移動支援など、新たに障害福祉サービスの方で実施していただくということで、おっしゃっていただいたように、障害の程度の重い方には車での支援も必要だと思います。なかなか今、事業所も足りているかというと、なかなか思っているところなので、今回はこのようにご対応いただき、ありがとうございます。

	福祉有償運送の部分と障害福祉サービス、特に地域生活支援事業に係る部分に関しましては、先ほど報酬の話もされていますが、様々な規定もあります。もしかしたら、既にお話しさせていただいているかもしれませんが、例えば「このようなやり方なら報酬を受け取れる」といったことなどもございます。事業者の方々にとって実施しやすく、利用者の方々にとっても費用面での負担が少ないサービスにするため、もしよろしければ、一度ご連絡させていただき、障害福祉課の方から車でのサービスについての詳細な説明、協議をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
参考人	ありがとうございます。 指導監査課の方には相談は、もう既にさせていただいております。 ただ、指導監査課の方でそちらの申請よりも前に福祉有償の方の申請をしてほしいという依頼があり、先にこちらの方の申請をさせていただいております。 障害福祉課からのお申し出は非常にありがたいことですので、機会がありましたらお声掛けいただけると助かります。私も毎月こちらに結構来ているので、顔を出していることもあります。声をかけていただけると助かります。ありがとうございます。
岡部議長	ほかに意見がなければ、協議に入りたいと思います。 協議に入る前に、参考人はご退席ください。 後日、事務局から結果を郵送にて、ご報告いたします。 （参考人退席） 特に問題がなければ、「一般社団法人るゐむ」の新規登録に合意するものとしてよろしいでしょうか。 （異議なし） ただいま、「一般社団法人るゐむ」の更新登録について、当運営協議会にて協議が調いました。
協議③（対価の変更）	
岡部議長	続いて「社会福祉法人生活クラブ」の協議に入りたいと思います。事務局は、参考人を入場させてください。 （事務局が、参考人を案内）

	参考人については、議長から意見等を求められた時のみ発言してください。それでは、参考人。今回の対価の変更について、変更する理由や対価の根拠について、ご説明をお願いします。
参考人	変更する理由についてですが、まず今まで 4 キロまでが 500 円、その後 1 キロごとに 100 円ずつ増えるという料金体系を開始当時から続けてきました。しかし、現状ではガソリン代が開始時より倍近く値上がりし、さらに人件費においても、訪問介護事業で行っているため、訪問介護の方が引き下げになっている上に、処遇改善の方は上げているという状況です。 さらに、サービス時間と運送時間について、ヘルパーが運転手をしているため、運転している間は訪問介護にしても障害福祉にしてもサービスの利用時間には含まれません。このことを考えると、人件費が上がってきたことが影響しています。 また、生活クラブは八街、成田、市川、光が丘、船橋のエリアでやっていのですが、八街の方から時間に対する収入が不利益があるということで、運送対価の変更という提案がありました。 今回、ガソリン代と人件費の分を補うため、4km までが既存料金より 200 円アップしまして 700 円に変更して、その後 1km ごとに 100 円はそのままです。さらに、迎車料金という形で遠方にお迎えに行く場合には、今までなかったのですが、迎車料金を設定させていただくことで、そこにお客様を迎えに行く時間に対しても人件費がかかっているというところで、その対価をいただこうと考えております。
岡部議長	ただ今、参考人から説明がありました。 何かご意見、質問等ございますか。 池田委員お願いいたします。
池田委員	ロンの家福祉会の池田と申します。 申請書の中で、料金変更の開始時期について月が入っていませんが、いつから対価、料金を上げられますか。
参考人	八街では 4 月から料金が上がっていますが、他の地域では協議会で調い次第と考えています。現在 5 月なので、6 月 1 日からの料金引き上げを考えていますが、まだ確定していません。介護ステーション船橋では、福祉有償運送の対象として船橋市以外に習志野市と八千代市もありますが、八千代市の次の協議会が 12 月とのことで、1 つの事業所で料金が異なる運用

	は混乱を招く可能性があるため、来年 1 月からの料金変更になる可能性もあります。 ただし、この点についてはまだ確定できていません。
岡部議長	はい、池田委員、何かありますでしょうか。
池田委員	他市に渡っているの、入っていないだろうと察していましたが、実際に運営していく側としては大変だと思います。どのくらいを目処に進められるのかなと思いました。なるべく早く実現する方がいいのかと思います。
参考人	八千代市が一番最後になると思いますので、八千代市が確定次第ということになると思います。
岡部議長	他に何かございますでしょうか。 お願いします。
小出委員	社会福祉協議会の小出です。ご説明ありがとうございました。 やはりガソリン代や人件費の高騰のため、今回はやむを得ないのかなと思うのですが、新たに送迎料金の設定を提示されていましたが、利用者の皆さんはご理解されているということでよろしいでしょうか。
岡部議長	参考人お願いします。
参考人	はい、一応やむを得ないっていうところは、理解されております。 ただ迎車料金に関しては適用条件を何でもかんでもという形ではなく、出発地と到着地が違う場合とか、例えば退院時に病院にお迎えに行くとか、送って終わりというようなときに適用させていただこうと考えており、あまり利用者の負担にならないよう、今までと同じものには迎車料金が適用されないように考えております。
岡部議長	はい、ありがとうございます。 ほかに意見がなければ、協議に入りたいと思います。 協議に入る前に、参考人は一度ご退席ください。後ほど協議結果をお伝えしますので、廊下にて少々お待ちください。 （参考人退席） 特に問題がなければ、「社会福祉法人生活クラブ」の対価の変更について合意するものとしてよろしいでしょうか。 （異議なし） ただいま、「社会福祉法人生活クラブ」の対価の変更について、当運営協議

	会にて協議が調いました。 事務局は、参考人を入場させてください。 （参考人 入場） 当運営協議会にて対価を変更することに対する協議が調いました。 参考人はご退席ください。 （参考人 退場） 本日、申請されていた 3 団体について協議が終了しました。 これをもちまして、令和 7 年度第 1 回福祉有償運送運営協議会を終了します。 なお、本日の協議の会議録をホームページに公開する予定です。会議録ができましたら、確認していただきますので、しばらくお待ちください。 また、次回の開催ですが、新規登録の申請がない場合、10 月頃を予定しております。開催日等が決まりましたら、事務局からご連絡させていただきます。 最後に、お帰りの際、会議資料は机に置いたままご退室いただきますようお願いいたします。 本日は、ありがとうございました。
--	--